

消防団員の懲戒処分について

この度、東大和市消防団員の着服事案が発生し、東大和市消防団長より当該消防団員に対する懲戒処分がありましたので、お知らせします。

1 被処分者の所属分団
東大和市消防団第一分団

2 処分年月日
令和8年2月17日

3 処分内容
免職

4 処分理由
消防団員たるにふさわしくない非行（着服）

5 内容
着服額 5,644,300円

6 市の対応
東大和市消防団員たるにふさわしくない非行は、昨年に引き続き、令和7年度に2件目の発生となることから、任命権者であります東大和市消防団長に口頭で嚴重注意を行いました。

<担当>

東大和市民生活部防災安全課 担当：渡邊 伸直（わたなべ のぶたか）

☎：042-563-2111（内線 1350） ☒：bousaianzen@city.higashiyamato.lg.jp